

別記様式第3号 - 別紙4（購入方式・リース方式共通）

畜産クラスター協議会名

公益社団法人中央畜産会
会長 森山 裕 殿

令和3年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）参加申請書
及び当該申請に係る確認書

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）を下記のとおり実施したいので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙2の第5の4の(2)の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、申請にあたり、交付要綱、実施要綱、実施要領、業務方法書及び申請マニュアルをよく読み内容を理解しました。

取組主体の申請件数

件

また、特に次の事項に対し、相違があった場合は、事業参加承認後であっても補助金の一部もしくは全部が受給できなくなり、または補助金の支払後においては補助金の一部もしくは全部を返還することを承諾のうえ、申請します。

- 補助金に関する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記載は行いません。
- 畜産クラスター協議会及び取組主体（貸付主体を含む。以下同じ）は、導入する機械の規模、能力、数量の妥当性及び導入の必要性等について説明責任を負うことを承諾します。
- 一般競争入札又は3者以上の見積による補助対象機械装置の最低価格を補助対象経費として申請します。また、補助対象経費は補助対象機械装置の本体価格のみであり、それ以外の費用を混同しません。
- 事業実施主体が事業参加申請を承認する以前に、既に発注等を行った場合は補助金の交付対象とならないことを承諾します。また、補助金の支払いは、機械装置の導入、支払い及び所有権の移転が完了し、実績報告書を提出した後一定期間を要することを承諾します。
- 補助事業により取得した機械装置を、処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等について事業実施主体の承認を受けます。また、その際、補助金の返還が発生する場合があることを承諾します。

（購入方式のみ）既に所有している機械装置を下取りさせて同種の機械装置を導入する場合は、導入する機械装置の本体価格から当該機械装置の下取り価格を控除した額を補助対象経費として申請します。

取組主体名（法人の場合は法人名・代表者名）	貸付主体（転貸の場合）	
（取組主体本人の自署とする）	組織名	
	役職	代表者名（貸付主体の実務責任者の自署も可とする）

取組主体が自署した年月日：令和 年 月 日

導入方式	購入方式の場合	（協議会の実務責任者の自署とする）
	リース方式の場合	（リース事業者名を記入）

購入方式の場合の下取り機械装置の補助事業等の取扱いは、「補助事業等における精算の取扱いについて」（昭和57年10月26日付け57経第1702号）に関する取扱いによる。

処分制限期間は、導入した機械装置の耐用年数期間をいう。

処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。

耐用年数は、「原価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に準ずる。